

介護予防・日常生活支援総合事業

あかねデイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画に基づき、高齢者が要介護状態等となった場合においても、高齢者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営に関する方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(以下「総合事業通所型サービス」という)の提供に当たっては、総合事業通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 総合事業通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 総合事業通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (5) 事業者自らその提供する総合事業通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (6) 総合事業通所型サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかねデイサービスセンター
- (2) 所在地 青森県五所川原市大字前田野目字長峰112番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名
生活相談員は、常に入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、それぞれの利用者に応じた総合事業通所型サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- (3) 看護職員(機能訓練指導員と兼務) 3名

看護職員兼機能訓練指導員は、利用者の保健衛生に留意して健康チェック及び機能訓練を行い、保健衛生の立場から利用者及びその家族に対して助言と指導を行う。

(4) 介護職員 14名

介護職員は、常に利用者との接触を持ち、その状況を理解したうえで介護サービスに従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日まで（12月31日から1月2日までを除く。）
- (2) 営業時間 8時00分から午後17時00分まで
- (3) サービス提供時間 9時00分から15時29分まで。ただし利用者の要望によりサービス提供時間を変更する場合がある。

(総合事業通所型サービスの利用定員)

第6条 事業所の総合事業通所型サービス1日当たりの利用定員は30名とする。

(総合事業通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 総合事業通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴介護
- (2) 食事介護
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) 健康チェック及び健康管理
- (5) 日常生活上必要な世話
- (6) 機能訓練・口腔機能維持向上

2 総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該総合事業通所型サービスが法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用負担割合の額とする。また、食費1食420円、おやつ代30円とする。

3 通常の事業の実施地域（旧金木町・市浦村を除く五所川原市）以外の地域の送迎に要する費用については実費相当額の費用をご負担していただきます。ただし、事業所の自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき37円の費用をご負担していただくとする。

4 おむつ利用料について実費負担とする。

5 その他レクリエーション及び行事に係る費用についてはその実費に相当する金額。

6 通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を対象に指定通所介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 旧金木町・市浦村を除く五所川原市。その他の地域については相談に応じる事とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に定める事項に留意し、秩序ある生活をするように心がけなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、共同生活を乱すような行為を謹み、相互の親睦に努めること。
- (2) 指定した場所以外での飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 見守り介助は徹底していますが、當時付きっきりでの対応は難しく、目が届かない事もあり、万が一転倒など事故が発生する可能性がありますが、事故になった場合におきましては、重要事項第14項にて対応する。
- (4) 当事業所で提供している食事・おやつ等の持ち帰りは衛生上の問題があり、禁止させていただいております。なお、無断で持ち帰った際の責任は負いかねます。
- (5) ご家族不在時の送迎時の戸締り・ストーブの消火などの依頼を受けた場合は責任を負いかねます。
- (6) **利用者及びご家族等による当事業所サービス従業者に対して、不適切行為やハラスメント行為等について利用継続し難い背信行為等についてはサービスを終了させていただく場合があります。**

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は、現に総合事業通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害対策に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努める。

- 2 国及び地方公共団体が講ずる虐待防止のための啓発活動並びに虐待を受けた方の保護、支援のための諸施策に積極的に協力する。
- 3 虐待についての理解を深めるために、従事者に対する研修を行う。

(相談・苦情等解決)

第13条 提供した総合事業通所型サービスに関する利用者並びにその家族等からの相談・苦情等に迅速かつ適切に対応するために、相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した総合事業通所型サービスに関し、法令に基づき市町村又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者並びにその家族からの相談・苦情等に関して市町村又は県が行う調査に協力するとともに、市町村又は県の助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和26年法第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（秘密保持について）

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合に限って利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がある。

- 2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人若菜会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（個人情報保護に対する基本方針）

第15条 当事業所は、当事業所が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確保し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言するものとする。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行うものとする。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにする。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行うものとする。

3. 安全性確保の実践

- (1) 当事業所は、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めるものとする。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当事業所が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、窓口を設置するものとする。

（個人情報の利用目的）

第16条 個人情報の利用については、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護の方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしないものとする。

(1) あかねデイサービスセンター内部での利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ④当事業所の管理運営業務のうち次のもの
- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出
- ④当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

(身体拘束の禁止)

第17条 原則として、ご契約者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束いたします。

ただし、緊急をやむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に後契約者又はご家族への十分な説明をし、同意を得ると共に、その様態及び時間、その際のご契約者的心身の状況に並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

(協力医療機関及び協力施設)

第18条 協力医療機関及び協力施設は、次のとおりとする。

富田胃腸科内科医院	五所川原市みどり町4-128
特別養護老人ホーム あかね荘	五所川原市大字前田野目字長峰 112-2

(サービス提供記録・保管について)

第19条 サービス提供記録・保管については次のとおりとする。

(1) サービス提供記録について

当事業所ではサービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録しています。なお、デイサービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保

存する。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、個人情報保護法にもとづいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示する。

(事故発生時の対応)

第20条 サービス提供中に事故が発生した場合は、直ちに応急処置を行うと同時に医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族、保険者、居宅介護支援事業所等に連絡する。又、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じる。

2 当事業所の総合事業通所型サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償する。

損害賠償保険契約会社 富士火災海上保険会社

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

1. 平成29年4月1日 一部改正
2. 平成31年4月1日 一部改正